

第 8 回 憲法判例の読み方

今回は、憲法判例の読み方を実習する。

この講義では、憲法の総論・人権論の論点を体系的かつ概括的に取り扱うため、時間の都合上、個別の判例を詳しく検討することができない。講義では、特に重要な判例の事件の概要と判旨に触れるのみにとどめているが、授業担当者としては、学生に対しては、より多くの判例に触れてほしいし、実際に判決原文を手にとって読んでほしいと考えている。

本気で法律学の勉強をしようという意欲があるのであれば、(すべてとは言わないが) 関心のある判例について、ぜひ判決原文を精読してほしい。要約を読んで判例を学んだつもりになっている学生は、判決原文を読めば、その判例に関して自分がたくさん誤解をしているということに気づくことになるだろう。

○ 憲法「判例」の意義

憲法以外の実定法分野では、下級審による裁判例を含めて「判例」と呼ばれるが、憲法学では、「判例」とは、もっぱら(わが国の違憲審査権を行使する終審裁判所である)最高裁判所の裁判例を指す。

○ 判決原文の探し方

大学に行き、紙媒体のものをコピーするか、または、電子データベースでダウンロードする。

(1) 法学部図書館の3階の東側の書架に行き、民集(『最高裁判所民事判例集』)、刑集(『最高裁判所刑事判例集』)、判時(『判例時報』)、判タ(『判例タイムズ』)などを探し、該当する号を手に取り、ページをめくり、必要な部分をコピーする。

(2) 学内のネットワーク環境から、大学の法学部図書館のウェブサイト(<https://www.law.nihon-u.ac.jp/library/>)にアクセスし、「電子資料」のページから、「D1-Law.com」(第一法規)または「LEX/DB インターネット」(TKC)をクリックし、検索画面で裁判所名と判決年月日等を入力し、必要な部分をプリントアウトする(民集や刑集の版面をPDFでダウンロードできるものもある)。

(3) 大学以外の場所からすぐに判決原文を探したい場合には、裁判所のウェブサイト(<https://www.courts.go.jp>)の裁判例情報から、判決文をダウンロードすることもできる(ただし、掲載されていない判決も少なくない)。また、裁判所のウェブサイトにあるPDFデータは、最高裁判所の公式判例集ではないため、判示事項や判決要旨などが記載されていない。

○ 判決原文の読み方

判決文を読むには、コツがある。

民集や刑集であれば(判時や判タであっても)、「判示事項」と「判決要旨」が冒頭に記載されている(判決ではなく、決定の場合は、「判示事項」・「決定要旨」)。これらは、本物の判決書原文には記載されているものではなく、最高裁判所判例委員会が付したものである。これらによって、この判例がどのような点において重要であるのかが一目でわかる。また、判決要旨に対応するように、本文中には下線が引いてある(「要旨第一」「要旨2」などと脇に書かれている)。

段落構成に注目し、文章全体の構造を把握することが大切である。大法廷判決であれば、事件の概要、原審判決の概要、最高裁判所の判断という順で構成されていることが多い(小法廷判決の場合、事件の概要や原審判決が省略されていることも多い)。

最高裁判所の判断に至るまでに、必ず下級裁判所による判断がなされ、それに対する上告がなされているはずである。最高裁判所の判決文は、原則として、上告人による上告理由に対する裁判所の応答という形で示される(上告理由がいくつかの項目に分けられる場合には、それぞれの項目ごとに最高裁判所の判断も示される)。したがって、上告理由が判決文に省略されていなければ、それを読むことを推奨する。

裁判官の個別意見が付されているものもあるので、多数意見と対比しながら、個別意見を読むとよい。

○ 調査官解説の探し方

民集や刑集に採録された判例のうち、特に重要なものについては、最高裁判所の調査官による解説が、曹時(『法曹時報』)に「最高裁判所判例解説」として掲載される。その後、その解説は、年度ごとにまとめられて、『最高裁判所判例解説 民事篇』または『最高裁判所判例解説 刑事篇』に採録される。

判例を詳しく検討する際に、調査官解説がある場合には、そこにはその事件を担当した最高裁判所の調査官の理解が示されているので、必ず読むべきである。調査官解説の掲載されている曹時または判例解説の巻号・頁数は、電子データベースの書誌情報から探すとよい。

なお、『法曹時報』は法学部図書館地下1階の閉架書庫にある(学部生は、利用方法について1階受付カウンターで相談する)が、『最高裁判所判例解説』は、法学部図書館4階東側の書架に開架されているので、自由に手に取ることができる。

○ 判例の学び方

判例を深く学ぶためには、判決原文を読むだけでは足りない。その最高裁判決の原審や原々審の判決文を読み、研究者等による評釈類を読み(電子データベースの書誌情報から探すのが簡便である)、さらに、関連する判例を読みその判例との異同を考察しなければならない。

【宿題】京都府学連事件最高裁判決(I-16)、前科照会事件最高裁判決(I-17)、住基ネット訴訟最高裁判決(I-19)及び「宴のあと」事件東京地裁判決(I-60)の事実の概要及び判旨を読んでおく。余力があれば、解説についても目を通しておく。